

2019年12月18日

<ハードディスク流出事件についての見解>

一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会

今般、広く報道されております個人情報を含む行政文書が記録されたハードディスク(HDD)が流出した事件について、全容は未だ解明されておらず知り得る情報は多くはない状況ですが、当協会は、緊急理事会を招集し当該事件に対する基本的な見解を次のとおり纏め述べさせていただきますことにいたしました。

1. データ消去についての基本的な認識について:

当協会がいうところのソフトウェアによる「データ消去」とは、「フォーマット」ではなく、当協会が定める「ハードディスクドライブデータ消去に関するガイドライン」に定めました専用消去ソフトによる完全消去を指すものです。

Windows等のOSが搭載している「フォーマット」機能ではデータを完全に消去することができず、復元ソフトを使用すれば不完全ながらも元に戻すことができってしまうことは、当協会会員会社においてはもはや常識です。

2. 事件の発生原因に対する認識について:

今回の事件がおこってしまった原因は完全に消去されていないハードディスク装置を外部に持ち出せるような管理体制にあったことに尽きるとの認識です。報道によると、指紋認証、監視カメラ、入室前のロッカー設置等ハード面での情報セキュリティ対策は充分整っていたとことで、これら設備的な対応ができていても悪意のある攻撃に対しては非常に脆弱であったということであり、社員教育によるコンプライアンス意識の徹底などのソフト面でのセキュリティ対策を万全にする必要があったものと考えます。

3. 当協会としての対応について:

当協会としては、会員各社におよび顧客に対して、データ消去の重要性と必要性を再認識してもらうことを目的に当協会の「ハードディスクドライブデータ消去に関するガイドライン」による専用消

去ソフトでの完全消去についての講習会・勉強会を来年早々に開催いたします。また、リユース・リサイクル業界に所属する者が必携となるような教本の発行も行う予定であり、それには、データ消去作業に関する基本知識から実際の作業手順までを明記することといたします。

上記のとおり、協会としても同様の事案を発生させないよう尽力してまいり所存であり短期のみならず中・長期的な施策を的確なタイミングをもって実行していきたいと考えております。また、今後、何らかの決定がなされる際には、速やかに報告させていただきます。

以 上